

# 保険かわら版

在医総管、訪衛指等の単一建物診療患者と、居宅管理の単一建物居住者

医療

## 単一建物診療患者

**Q1:** 医療保険の在宅点数の中に、「单一建物診療患者の人数」に応じた点数(1人の場合、2~9人の場合、10人以上の場合)が設定されているものがあるが、「单一建物診療患者の人数」とは何か。

**A1:** 当該建築物に居住する者のうち、同一月に、自院又は特別の関係の医療機関で同一の区分の管理料等(※)を算定している患者数をいう。

※单一建物診療患者の人数設定がある管理料等には、医科点数表の在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料、歯科点数表の訪問歯科衛生指導料がある。ただし、在宅時医学総合管理料と施設入居時等医学総合管理料は同一の管理料としてカウントする。

**Q2:** 在宅患者訪問診療料や歯科訪問診療料も单一建物診療患者の人数で算定するのか。

**A2:** 訪問診療については、单一建物診療患者の人数ではなく、同日に同一建物内で訪問診療を行った患者が複数名いるかどうか(「同一建物居住者」かどうか)で判断する。そのため、

Q1の管理料等を算定する患者が複数おり、单一建物診療患者は10人以上であっても、同一日に同一建物で1人のみ訪問診療を行った場合は、1人のみの場合の点数を算定できる。

## 介護

## 単一建物居住者

**Q3:** 介護保険の居宅療養管理指導費について、「单一建物居住者」とは何か。

**A3:** 当該建築物の居住者のうち、事業所(医療機関)ごとに、同一月に居宅療養管理指導費を算定している利用者数をいう。なお、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等のそれぞれの区分ごとに人数をカウントする。

## 単一建物診療患者・単一建物居住者の取扱い(共通事項)

**Q4:** 以下の場合は「1人の場合」の点数(又は単位数)を算定できるか。

①同一世帯の夫婦など、同居する同一世帯に同一の区分の管理料等を算定する者が2人以上いる場合

②同一の区分の管理料等を算定する者が当該建築物の戸数の10%以下の場合

③戸数が20戸未満の建築物であって、同一の区分の管理料等を算定する者が2人以下の場合

**A4:** ①~③いずれも「1人の場合」

を算定できる。

**Q5:** ①同一の集合住宅に、「同居する夫婦の世帯」が2世帯ある場合、②同一の集合住宅に、「同居する夫婦の世帯」と「1人の世帯」が8世帯ある場合、算定はどうすればよいか。

**A5:** ①单一建物診療患者(又は单一建物居住者)は4名となり、それぞれ2~9人の区分を算定する。

②单一建物診療患者(又は单一建物居住者)は10名となり、10人以上の区分で算定する。

「同居する同一世帯に同一の管理料等を算定する患者が2人以上いる場合」の特例は、同一建物内に、当該世帯が複数ある場合や当該世帯とは別世帯の算定患者がいる場合は適用されない。

**Q6:** ユニット数が3以下の認知症グループホームについてはユニットごとに单一建物診療患者(又は单一建物居住者)の人数をカウントできるとされているが、同一の建築物において、同一の区分の管理料等を算定する患者が15人(内訳は以下の通り)いる場合、单一建物診療患者(单一建物居住者)はそれぞれ何人になるか。

①認知症グループホーム(ユニットA)に5人

②認知症グループホーム(ユニットB)に5人

③集合住宅に5人

**A6:** ①5人、②5人、③15人  
ユニット数が3以下の認知症グループホームとそれ以外の集合住宅が同一の建物内に併存する場合でも、集合住宅の居住者については認知症グループホームの算定人数を含めて同一の建物内で人数をカウントする必要がある。

## 活動日誌

3/20 医科新点数検討会(長野),歯科新点数検討会(佐久,飯田)

3/21 第39回定期総会が松本で(445号1面および446号2~4面参照),総会記念行事として医科および歯科新点数検討会

3/22 医科新点数検討会(上田),歯科新点数検討会(上田)

3/23 医科新点数検討会(飯田),歯科新点数検討会(長野)

3/24 フィリピン医療を支える会報告会(446号6面参照)

3/26 医科新点数検討会(松本②)

3/29 保険により良い歯科医療を長野連絡会事務局会議

4/5 北信越ブロック事務局会議

4/6 社会保障推進協議会(以下社保協)事務局会議

4/10-15 「新点数・介護報酬Q&A」編集作業が東京で

4/13 社保協運営委員会,社保協国保部会

4/14 保団連歯科理事会が東京で

4/15 保団連理事会が東京で

4/17 歯科部会

4/19 保団連国会行動(447号1面参照)

4/21 医科新点数Q&A検討会が東京で

4/21-22 保団連政策部会が大阪で

4/23-26 医科新点数Q&A検討会(長野,上田,飯田,松本)

4/27 理事会(447号4面参照)

5/10 北信越ブロック事務局会議

5/11 社保協事務局会議

**経営電話相談**

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10:00~12:00,

13:00~16:00

◆受付電話

0269-33-3265(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。

意見が出された。

3. 消費税会員署名… 実質賃金は低下し、個人消費も低迷を続ける中で、消費税率引き上げにより景気は急速に悪化するといった廃止を求める理由を追加する。△5月末にFAXで依頼、6月国会行動で提出する。

4.TPP11リーフレット… 衆議院で批准が承認されることもあり、リーフレットの配布は見送る。△TPP11が批准されたことやその影響などについて長野新聞で会員に発信する。

5. 県知事選挙政策アンケート… 6月上旬に候補者に、長野県の医療政策等に関するアンケートを実施。

## ■保団連代議員会

1. 代議員会への参加者について…

野口代議員の代理を奥山副会長とする。

2. 長野協会からの発言通告… 6月上旬に日程調整の上、臨時に理事会を開催し集中討議することとした。

## ■その他

1. 北信越ブロック会議… 福井協会の要項(案)について報告。

2. 歯科の院内感染防止対策の会員配布… 「絵で見る 色でわかる 歯科の院内感染防止対策」(保団連版)を歯科開業医会員に配布する。

## 長野県保険医協会の会員数

1,358名(医科751名、歯科607名)

2018年6月1日現在

## 理事会便り

### 5/28の討議と決定事項

明なども検討する。

2. クイズチラシ、会員署名の保団連案… 署名について、①チラシの新たな追加負担や薬によっては自己負担引き上げなどの表現について患者さんにわかりにくい、②世界では無料や少額が当たり前の部分で具体的な金額があつたほうがよい、③10名連記では署名がしにくいといった意見が出された。△クイズチラシについて、①歯科の設問について違和感がある、②みんなで考えてみませんかの部分の文字を大きくアピールしたほうが良いなどの

長野、松本、佐久、伊那の4地区結ぶweb会議にて開催。19:35~21:50出席役員:宮沢会長、市川、奥山、野口、林(春)各福会長、後藤、林(賢)、多田、米田、布山各理事、宮沢事務局長、議長:林(春)副会長

## ■報告・承認事項

1. 前回議事要録の確認  
2. 会務報告・会計報告… 4度組織活動は入会7名、退会3名で実増4名となった。△2月度会計報告を承認。

## ■医療運動

1. 医療情勢… 財政制度等審議会の分科会の議論、財務大臣への建議等について報告の上、討論。市川理事より保団連理事会へ批判的なメッセージの発信を求めるとともに、長野協会の声